

農林水産物・食品輸出基盤強化資金 [仮称] の概要等について



農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の概要

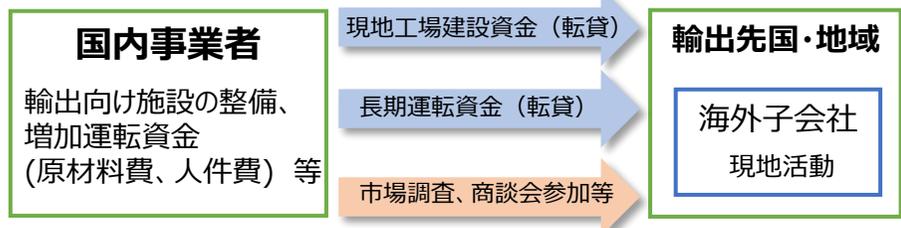
- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、資金使途に長期運転資金や海外子会社等への転貸を新設し、償還期限を25年以内とする制度資金を措置

現在の制度からの主な拡充内容

- 農林漁業者から加工流通等事業者（非食用加工を含む）などへ対象者を拡充
- 輸出事業が軌道に乗るまでに相応の時間・投資が必要になることを踏まえた長期運転資金を新設
- 海外での事業展開に必要な長期運転資金や施設整備資金を、親会社経由で海外子会社等へ貸し付けるための使途を新設
- 輸出に必要な大規模投資に対応するため、償還期限を25年に設定

資金の概要（令和4年秋ごろ取扱い開始予定）

- 1 貸付対象者** 輸出事業に取り組む者（農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（上限金額なし）
- 3 資金使途**
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用 ▶拡充
例：輸出向け生産農場、EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設、ハラールに対応した食肉処理施設、添加物等の混入を防止するための製造ラインの増設、輸出用林産加工品の施設整備
 - ② 長期運転資金 ▶新設
例：製造ライン本格稼働後に必要な増加運転資金（素畜費、原材料費、人件費など）、原料供給体制の見直しや販路の拡大に必要な運転資金、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金 ▶新設
(①・②の資金を親会社から海外子会社等へ貸付け)
- 4 金利** 中小特利③-1
ただし、運転資金(海外子会社への転貸を含む)については食品加工流通金利A
- 5 償還期限** ▶拡充
25年以内（うち据置期間3年以内）
(中小企業者は、10年超25年以内)



資金制度の比較 ①

	農林水産物・食品輸出基盤強化資金 (仮称) (本資金)	農林水産物・食品輸出促進資金制度 (現行制度)	スーパーL資金 (農業者向け資金)
対象者	<p>○認定輸出事業計画に基づき輸出事業に取り組む者</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業者、農協、農林漁業者の組織する法人等 食品等製造・販売業者及びそれらの組織する法人等 卸売市場開設者、卸・仲卸業者及びそれらの組織する法人等 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業者、農協、農林漁業者の組織する法人等 食品等製造・販売業者及びそれらの組織する法人等 卸売市場開設者、卸・仲卸業者及びそれらの組織する法人等 	<p>○認定農業者</p> <p>(*)農業経営改善計画を作成し市町村長等の認定を受けた個人・法人</p>
資金使途	<p>○認定輸出事業計画の実施に必要な次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の改良・造成・取得 特別の費用、権利の取得 その他費用の支出、他の事業者の株式・持分の取得又は出資 外国関係法人等が上記事業の実施に必要な資金 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改良・造成・取得 特別の費用、権利の取得 他の事業者の株式・持分の取得又は出資 	<p>○農業経営改善計画の達成に必要な次の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地・果樹・家畜等、施設・機械、その他の経営費、出資金 経営の安定化
償還期限 (据置)	<p>25年以内 (うち3年以内)</p> <p>(※)中小企業者は、10年超25年以内)</p>	<p>10年超15年以内 (うち3年以内)</p>	<p>25年以内 (うち10年以内)</p>
貸付 限度額	<p>必要額の80%以内 (上限金額なし)</p>	<p>必要額の80%以内 (上限金額なし)</p>	<p>個人 3億円 (特認6億円)</p> <p>法人 10億円 (特認20~30億円)</p>

資金制度の比較 ②

	農林水産物・食品輸出基盤強化資金 (仮称) (本資金)	農林水産物・食品輸出促進資金制度 (現行制度)	スーパーL資金 (農業者向け資金)
農林漁業者向けの設備投資	○	○	○
農林漁業者向けの長期運転資金	○	×	○
食品製造・販売事業者の設備投資	○	○	×
食品製造・販売事業者の立ち上がり 運転資金	○	×	×
超長期融資 (25年償還)	○	×	○
海外子会社向け転貸融資 (設備投資、運転資金)	○	×	×
貸付限度	上限金額なし・融資率80%	上限金額なし・融資率80%	上限あり・融資率なし
その他特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産大臣による輸出事業計画の認定が必要 ○農林漁業者は法人規模に制限なし。 ○海外子会社への国内親会社からの転貸が可能 ※国による輸出事業計画の認定要件は現在農水省(輸出・国際局)にて検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品流通改善資金、食品産業品質管理高度化促進資金でのみなし融資 ○農林水産大臣による認定輸出事業計画の認定が必要 ○国内農林漁業者等との提携要件あり(取引5年以上継続、取引量5年で20%増加) 	<ul style="list-style-type: none"> ○無利子制度あり ○貸付融資率の制限なし ○市町村長の計画認定が必要 ○農業者の法人規模に制限なし